電子入札案件

# 発注公告･条件付一般競争入札

豊島区公告第 87 号

条件付一般競争入札の執行について次のように定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおりに公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

豊島区長　高 際 み ゆ き

| | |
|---|---|
| 件名 | 街路灯改修工事（その２） |
| 業種(営業種目) | 電気工事 |
| 施工箇所 | 豊島区管内　80か所 |
| 施工期間 | 契約確定日の翌日から令和 9年 3月12日<br>余裕期間制度：適用なし |
| 概要 | 区道に設置されている街路灯のＬＥＤ改修工事(共架灯取り替え）を行う。 |
| 予定価格(税抜) | 16,631,000円 |
| 入札の価格 | 総価による。 |
| 最低制限価格<br>低入札価格調査制度 | 最低制限価格 適用 |
| 参加資格条件 | 下記のすべてに該当すること。<br>1　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。<br>2　電気工事の共同運営格付がCランク以上であること。また、豊島区建設工事等競争入札参加資格登録において、電気工事の優先登録をしていること（格付・登録ともに公表日前日付）。<br>3　「区内業者」または「準区内業者」の取扱いを受けていること。なお、同時に請け負うことができる工事（区が発注する予定価格２５０万円以上の工事案件。ただし、年間契約・随意契約・ＪＶ施工案件は除く。）の合計件数は、区内業者は３件、準区内業者は１件までとする。<br>4　本件工事に対応する主任・監理技術者を建設業法に従い施工箇所に配置できること。（兼任可）<br>5　豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく参加停止及び指名停止期間中でないこと。並びに、豊島区暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。 |
| 申込期間 | 令和 8年 9月 1日(火)　8:30　から<br>令和 8年 9月 7日(月)　15:00　まで |
| 申込方法 | 電子調達サービスによる。 |

| | |
|---|---|
| 入札参加通知 | 入札参加資格の審査結果は、令和 8年 9月 9日(水)までに電子調達システムにより通知する。 |
| 現場説明会 | 開催しない。 |
| 図面･仕様書等の受取 | 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を受領後、電子調達サービスよりダウンロードすること。 |
| 質問･回答方法 | 図面・仕様書等に関する質問・回答は、電子調達サービスにより行う。 |
| 質疑締め切り | 令和 8年 9月25日(金)　10:00　まで |
| 質疑回答予定 | 令和 8年 9月29日(火)　14:00　まで |
| 入札見積締切日時 | 令和 8年10月 6日(火)　 9:50　まで |
| 入札(開札)日時 | 令和 8年10月 6日(火)　10:00 |
| 入札(開札)方法･場所 | 電子入札サービス |
| 再度入札の有無 | 再度入札は行わない。 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 契約保証金 | 必要 |
| 前払金 | 請求可 |
| 建設リサイクル法 | 適用 |
| 積算内訳書の入力 | 入札金額の内訳を内訳書登録に入札時入力すること。なお、内訳書登録は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の４項目と入契法第12条で定める入札金額の内訳６項目の入力が必須となっている。 |
| 入札結果公表 | 電子調達サービスにて公表。 |
| 留意事項 | 1　落札後、速やかに契約締結を行う。<br>2　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。<br>3　不正行為等があると疑われた場合は、入札を延期又は中止することがある。<br>4　電子入札の操作手順等については、東京電子自治体共同運営サービスにて確認すること。<br>5　電子調達システムの事故等により、入札を延期、中止することがある。<br>6　設計図書等の入手方法については、電子調達サービスの発注情報を確認すること。<br>7　本公告に定めがない事項については、「豊島区競争入札参加者心得（電子入札用）」に定めるところによる。<br>8　以下案件については、同日開札により以下の順で開札とする。<br>(1) 街路灯改修工事（その２）<br>(2) 街路灯改修工事（その１） |
| 問い合わせ先 | 【入札に関する問い合わせ】<br>豊島区総務部契約管財課契約グループ<br>電話　03－4566－2566　内線2566<br>FAX　03－3980－5164<br><br>【電子入札操作手順等に関する問い合わせ】<br>ｅ－Ｔｏｋｙｏコールセンター<br>電話　0570－05－1090<br>（祝祭日を除く月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分） |